

優遇税制のご案内

— 「避難解除区域等」等における事業者の課税の特例—

平成26年4月

目次

I 所得税・法人税について

- 1 対象となる事業者
 - (1) 既存事業者について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (2) 新規事業者について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 2 課税の特例の内容
 - A 避難対象雇用者等を雇用した場合・・・・・・・・ P 3

 - B 事業用の資産を取得等した場合・・・・・・・・ P 5
 - B1 機械又は装置・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
 - B2 建物若しくはその附属設備又は構築物・・・・ P 7

- 3 選択適用・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

- 4 手続き
 - (1) 既存事業者について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - (2) 新規事業者について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

II 地方税について

- 1 対象となる事業者・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 2 対象となる施設等・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 3 課税の特例の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 4 手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

- 資料 「福島復興再生特別措置法に係る課税の特例（概要）」・・・・ P 16

- ウェブページのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

I 所得税・法人税について

1 対象となる事業者

(1) 既存事業者について

次の要件を全て満たす事業者は、課税の特例を受けることができます。

要件① 避難解除区域等において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと。

要件② 「避難指示の対象となった区域」に平成23年3月11日において事業所が所在していたこと



- 避難解除区域等とは、避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域をいいます。

平成26年4月1日現在、避難解除区域等は次のとおりです。

田村市、南相馬市、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の一部
広野町、楡葉町、川内村の全域

- 「避難指示の対象となった区域」とは、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域として設定された区域をいいます。

- 事業者が上記要件を満たしているかは、「福島県知事の確認」(以下「確認」)によって判定されます(P8参照)。

避難指示等については、次のウェブページでご確認ください。

経済産業省ウェブページ

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>

「避難指示等について」

* 「避難指示の対象となった区域」に平成23年3月11日において事業所が所在していた事業者は、その事業所が所在していた場所とは別の場所であっても、避難解除区域等であれば、課税の特例を受けることができます。

(2) 新規事業者について

次の要件を全て満たす事業者は、課税の特例を受けることができます。

- 要件① 「避難解除等区域復興再生事業」を実施する個人事業者又は法人であること。
要件② 企業立地促進区域内において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと。



○「避難解除等区域復興再生事業」とは、福島特措法施行規則第3条各号に掲げる以下の事業をいいます。

- 第1号 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業
第2号 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業
第3号 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業
第4号 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

※具体的には、日本標準産業分類により設定していますが、詳しくは、以下の県のHPで構成業種を確認できます。

- 「避難解除等区域復興再生推進事業」を実施するには、「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」(以下「事業実施計画」という。)を作成し、当該計画が適当である旨の福島県知事の認定を受けることが必要です。

詳しくは、次の県のウェブページを確認してください。

県企画調整課ウェブページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/tokusoho1065.html>

「制度について」

また、認定手続きについては、P11をご覧ください。

- 企業立地促進区域とは、避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域をいいます。

平成26年4月1日現在、対象区域は次のとおりです。

田村市、南相馬市、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の一部
広野町、櫛葉町、川内村の全域

2 課税の特例の内容

A 避難対象雇用者等を雇用した場合

(1) 既存事業者について

対象者

避難等指示が解除された日から、その日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後3年までの間に確認を受けた個人事業者及び法人

概要

確認を受けた日から5年の間に、避難解除区域等内に所在する事業所で雇用する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の20%相当額につき、税額控除を受けることができます。

(2) 新規事業者について

対象者

企業立地促進計画の提出のあった日から、その日又は企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年までの間に「事業実施計画」の認定を受けた個人事業者及び法人

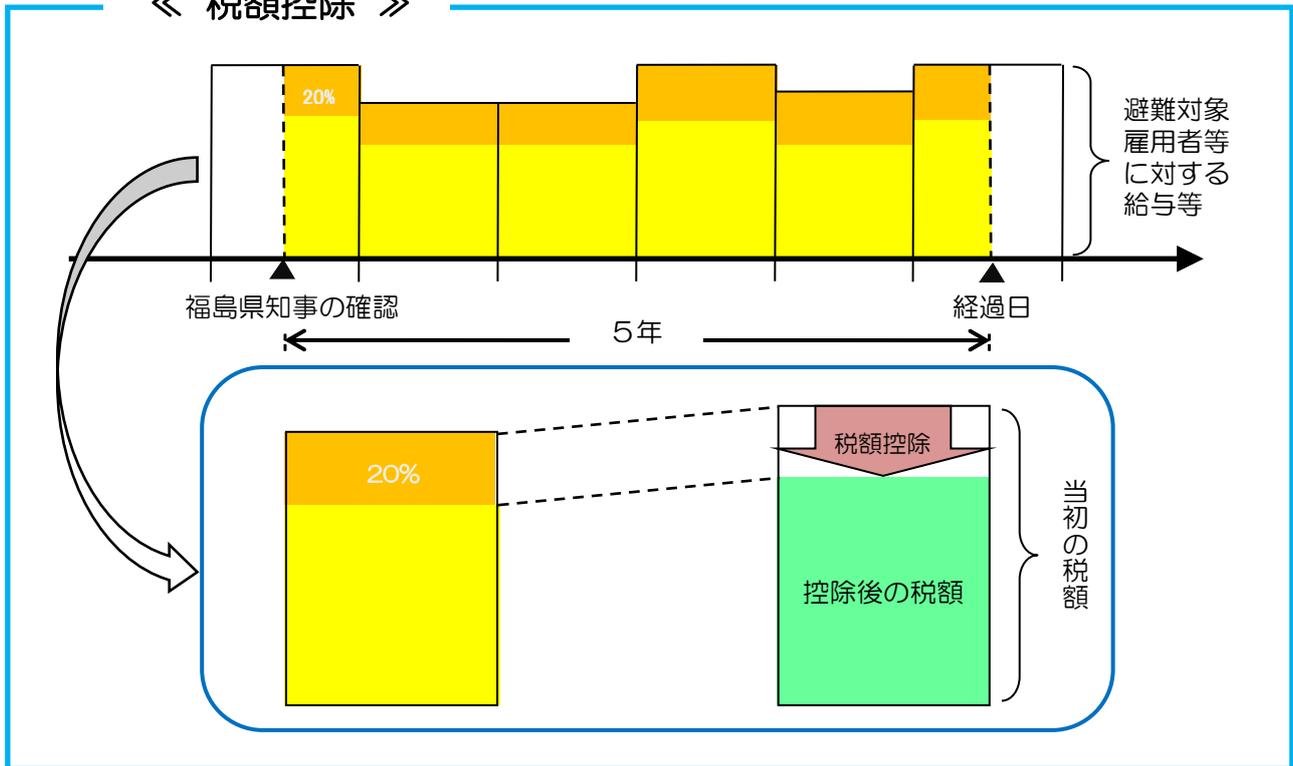
概要

認定を受けた日から5年の間に、企業立地促進区域内に所在する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所で雇用する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の20%相当額につき、税額控除を受けることができます。

(1)(2) 共通

- 避難対象雇用者等とは、次のいずれかの方をいいます。
 - ア 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に雇用されていた方
 - イ 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた方
- 控除前の税額の20%が、控除額の限度となります。
- 雇用について、新規の必要はありません。また、雇用形態（正社員またはパートなど）及び人数について、制限はありません。

《 税額控除 》



○ 事例

事業者 毎年の法人税が 100 万円である法人

設定 毎年、避難対象雇用者等に給与等を 400 万円支給。

$$400 \text{ 万円} \times 20\% = 80 \text{ 万円} \quad (\text{各年度に支給する給与等の } 20\%)$$

$$100 \text{ 万円} \times 20\% = 20 \text{ 万円} \quad (\text{控除額の限度})$$

→ 確認を受けた日から5年間、毎年 20 万円を法人税から減額。

B 事業用の資産を取得等した場合

(1) 既存事業者について

対象者

確認を受けた個人事業者及び法人

概要

避難等指示が解除された日から、その日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後5年の間に、資産を取得等して避難解除区域等内において事業の用に供した場合には、その資産について、特別償却又は税額控除のいずれかの特例を選択して受けることができます。

(2) 新規事業者について

対象者

「事業実施計画」の認定を受けた個人事業者及び法人

概要

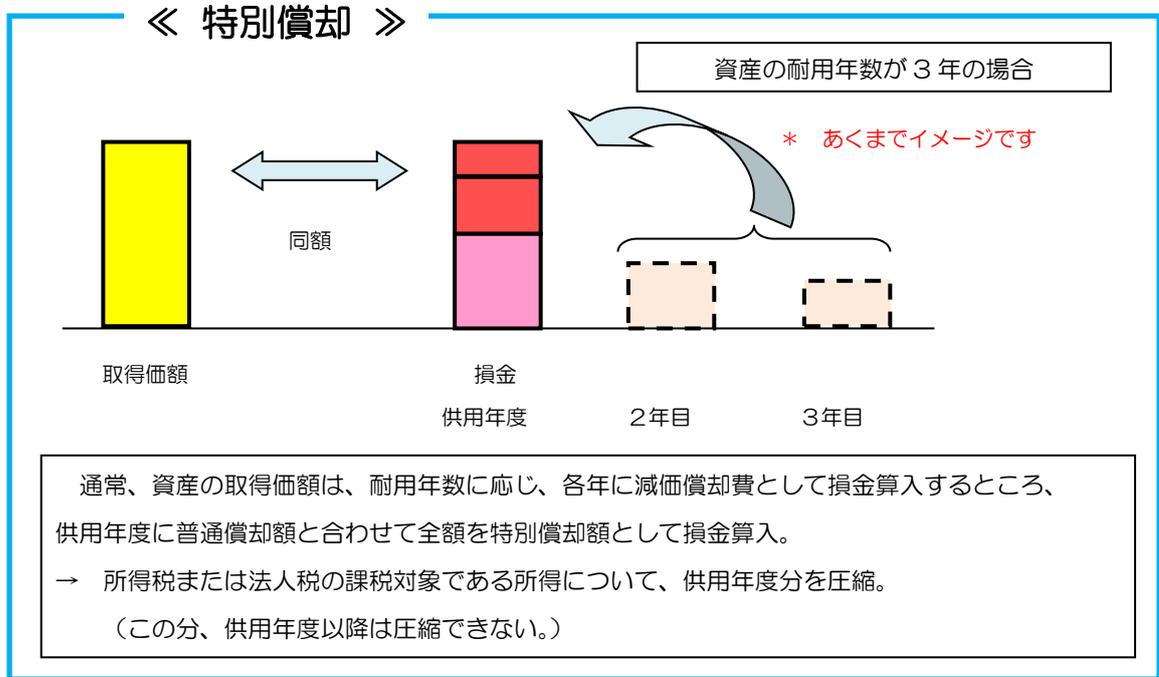
企業立地促進計画の提出のあった日から、その日又は企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年の間に、資産を取得等して企業立地促進区域内において事業の用に供した場合には、その資産について、特別償却又は税額控除のいずれかの特例を選択して受けることができます。

(1)(2) 共通

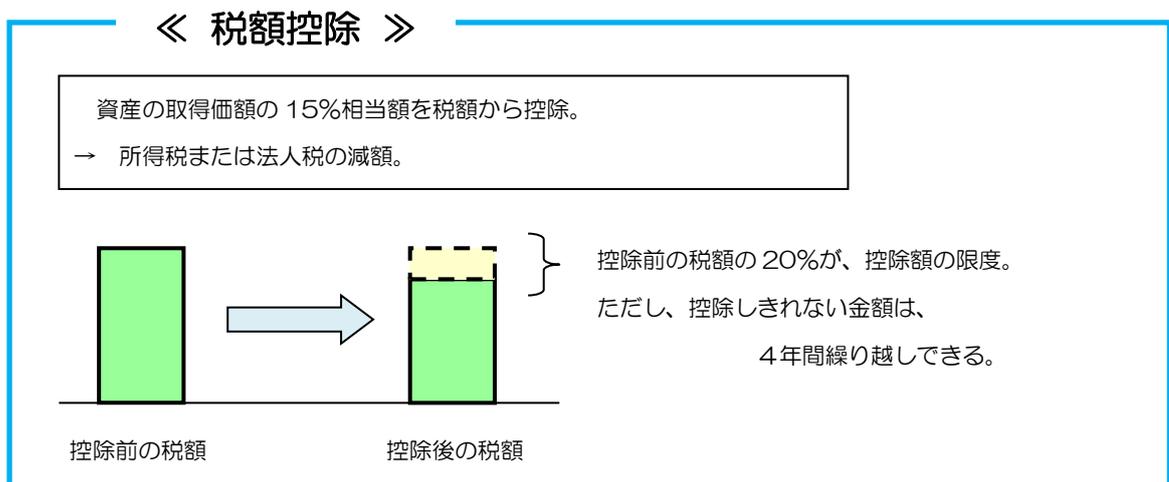
- 資産とは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます。ここでは、製作または建設されてから事業の用に供されたことのない必要があります。
- 取得等とは、新設または増設に伴い新たに取得し、または製作し、もしくは建設することをいいます。

B1 機械又は装置

機械又は装置を取得等して事業の用に供した場合、次のいずれか（特別償却または税額控除）の特例を受けることができます。



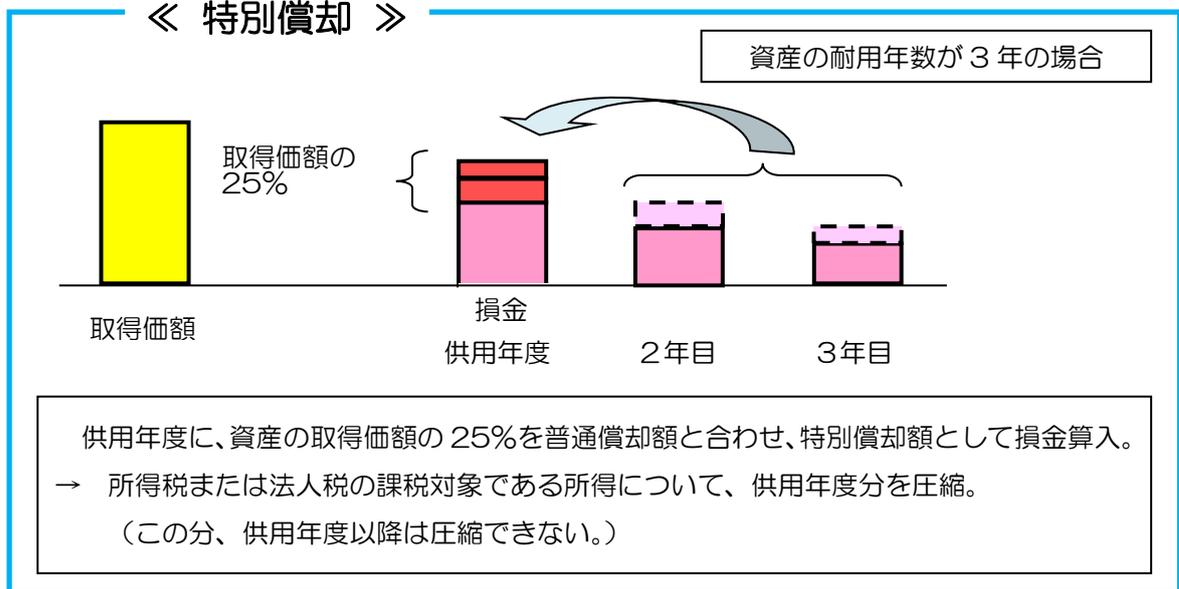
- 事例 設定 機械を 2,000 万円で取得し、事業の用に供した。
→ 供用年度に 2,000 万円を損金算入。



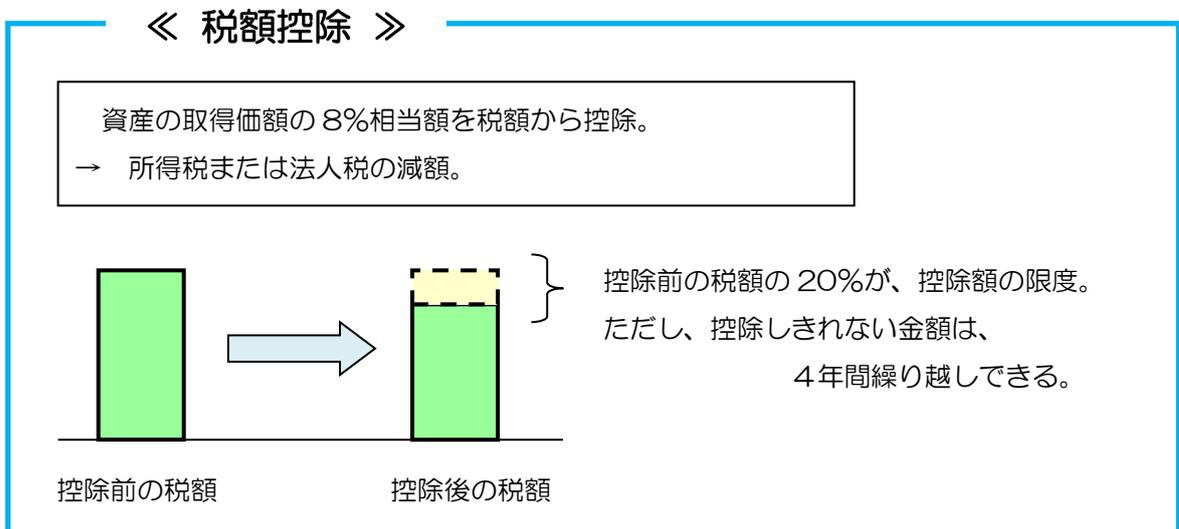
- 事例 事業者 毎年の法人税が 100 万円である法人
設定 機械を 2,000 万円で取得し、事業の用に供した。
 $2,000 \text{ 万円} \times 15\% = 300 \text{ 万円}$ (資産の取得価額の 15%)
 $100 \text{ 万円} \times 20\% = 20 \text{ 万円}$ (控除額の限度)
→ 4年間の繰越が可能のため、
結果として、供用年度から5年間、毎年 20 万円を法人税から減額。

B2 建物若しくはその附属設備又は構築物

建物若しくはその附属設備又は構築物を取得等して事業の用に供した場合、次のいずれか（特別償却又は税額控除）の特例を受けることができます。



- 事例 設定 建物を2,000万円で取得し、事業の用に供した。
 $2,000 \text{万円} \times 25\% = 500 \text{万円}$ （資産の取得価額の25%）
 → 供用年度に500万円を普通償却額と合わせて損金算入。



- 事例 事業者 毎年の法人税が100万円である法人
 設定 建物を2,000万円で取得し、事業の用に供した。
 $2,000 \text{万円} \times 8\% = 160 \text{万円}$ （資産の取得価額の8%）
 $100 \text{万円} \times 20\% = 20 \text{万円}$ （控除額の限度）
 → 4年間の繰越が可能のため、
 結果として、供用年度から5年間、毎年20万円を法人税から減額。

3 選択適用

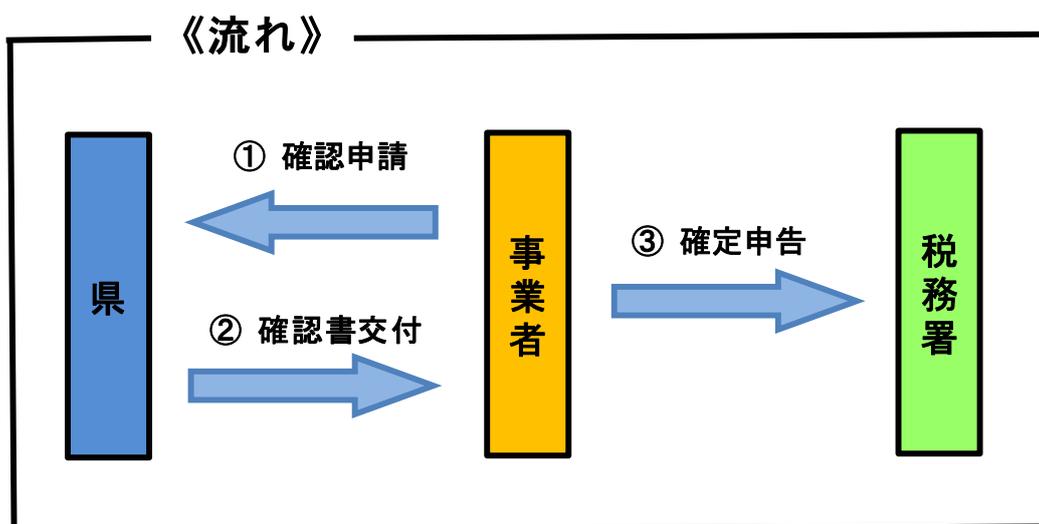
課税の特例 A、B は、併用できません。さらに、「復興特区制度による課税の特例」のうち、「開発研究用の資産を取得等した場合」以外の特例とも併用できません。

詳しくは、P17右下の*をご確認ください。

4 手続き

(1) 既存事業者について

手続きの流れは、次のとおりです。



① 確認申請

事業者は「確認申請書」を作成し、添付書類とともに、県の地方振興局県税部（次ページ参照）に提出します。

○ 添付書類は、「避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたこと」について証明できる書類です。

ア 個人事業者・・・住民票の写しその他の平成23年3月11日における事業所の所在地を証明することができる書類

イ 法人・・・・・・・・登録事項証明書その他の平成23年3月11日における事業所の所在地を証明することができる書類

* 「写し」とはコピーのことではなく、謄本または抄本をいいます。市町村で発行された書面そのものです。

② 確認書交付

確認申請した事業者が対象となる場合、県は事業者の確認書を交付します。この交付によって、事業者は「福島県知事の確認」を受けたこととなります。

確認申請書の様式は、次の県のウェブページでダウンロードできます。

県税務課ウェブページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/O1115d/zeimu41.html>

「避難解除区域等における課税の特例措置に伴う確認の申請等について」

《確認申請先》

県北地方振興局県税部	福島市中町 1-19 中町ビル	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山 1 丁目 1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町 269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町 7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	0241-62-5213
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本 15	0246-24-6032

③ 確定申告

詳しくは、次の国税庁ウェブページでご確認ください。

ア 個人事業者

「平成24年分 所得税の改正のあらまし」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/h24kaisei.pdf>

該当箇所 V-「1 震災特例法の改正」(2)(3)

「平成25年分 所得税の改正のあらまし」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/h25kaisei.pdf>

該当箇所 IX-「2 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、次の措置が
講じられました。」(3)

イ 法人

「平成24年度 法人税関係法令の改正の概要」

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2012_5/pdf/f.pdf

該当箇所 第2編-「II 原子力災害からの復興支援措置」

「平成25年度 法人税関係法令の改正の概要」

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2013_5/pdf/07.pdf

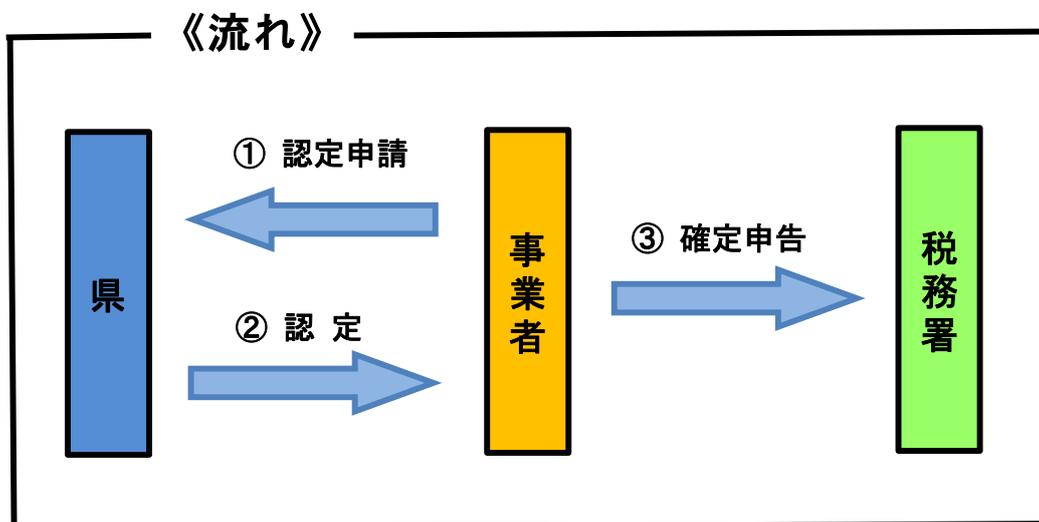
該当箇所 第2編-「II 原子力災害からの復興支援措置
—避難解除区域等に係る措置—」

会津若松税務署	会津若松市城前 1-82	0242-27-4311
いわき税務署	いわき市平字菱川町 6-3	0246-23-2141
喜多方税務署	喜多方市字中島 7513-3	0241-24-5050
郡山税務署	郡山市堂前町 20-11	024-932-2041
白河税務署	白河市中田 5-1	0248-22-7111
須賀川税務署	須賀川市東町 96	0248-75-2194
相馬税務署	相馬市中村字曲田 92-2	0244-36-3111
田島税務署	南会津郡南会津町田島字寺前甲 2939-2	0241-62-1230
二本松税務署	二本松市亀谷 1 丁目 29	0243-22-1192
福島税務署	福島市森合町 16-6	024-534-3121

電話による問い合わせの際は、自動音声に合わせて「0」を選択。

(2) 新規事業者について

手続きの流れは、次のとおりです。



① 認定申請

事業者は「認定申請書」を作成し、「事業実施計画」及び添付書類とともに、県の地方振興局地域づくり・商工労政課（次ページ参照）に提出します。

○ 添付書類は、次のとおりです。

- ア 個人事業者 …… 住民票の抄本又はこれに準じるもの
- イ 法人 …… 定款及び登記事項証明書又はこれに準じるもの

- ・福島特措法第20条第3項各号に掲げる「事業実施計画」の基準に適合する旨の宣言書（以下「宣言書」という。）

- ・暴力団排除に関する誓約書

- ア 個人事業者 …… 直近2期の所得税の申告決算書
- イ 法人 …… 直近2期の事業報告書及び財務諸表
（貸借対照表・損益計算書）

- ・立地予定位置図

- ・施設配置図

- ・その他知事が必要と認める書類

② 認定

認定申請された「事業実施計画」が要件を満たすと認められるときは、県は認定を行い、事業者はその旨を通知します。

「確認申請書」及び「宣言書」の様式は、次の県のウェブページでダウンロードできます。

県企画調整課ウェブページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/tokusoho1065.html 3 手続き (1) 福島県知事の認定

《認定申請先》

福島県 県北地方振興局 地域づくり・商工労政課	024-523-2364
福島県 県中地方振興局 地域づくり・商工労政課	024-935-1292
福島県 相双地方振興局 地域づくり・商工労政課	0244-26-1117

③ 確定申告

詳しくは、次の国税庁ウェブページでご確認ください。

ア 個人事業者

「平成25年分 所得税の改正のあらまし」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/h25kaisei.pdf>

該当箇所 IX-「2 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、次の措置が講じられました。」(3)

イ 法人

「平成25年度 法人税関係法令の改正の概要」

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2013_5/pdf/07.pdf

該当箇所 第2編-「I 原子力災害からの復興支援措置
—企業立地促進区域に係る措置—」

会津若松税務署	会津若松市城前 1-82	0242-27-4311
いわき税務署	いわき市平字菱川町 6-3	0246-23-2141
喜多方税務署	喜多方市字中島 7513-3	0241-24-5050
郡山税務署	郡山市堂前町 20-11	024-932-2041
白河税務署	白河市中田 5-1	0248-22-7111
須賀川税務署	須賀川市東町 96	0248-75-2194
相馬税務署	相馬市中村字曲田 92-2	0244-36-3111
田島税務署	南会津郡南会津町田島字寺前甲 2939-2	0241-62-1230
二本松税務署	二本松市亀谷 1 丁目 29	0243-22-1192
福島税務署	福島市森合町 16-6	024-534-3121

電話による問い合わせの際は、自動音声に合わせて「0」を選択。

Ⅱ 地方税について

1 対象となる事業者

次の要件を全て満たす事業者は下記の特例を受けることができます。

要件① 1ページに記載された県から確認を受けた「既存事業者」又は2ページに記載された県から認定を受けた「新規事業者」であること。

要件② 5ページから7ページに記載された「B 事業用の資産を取得等した場合」の所得税又は法人税の特例の適用を受けること。

2 対象となる施設等

(1) 既存事業者

平成25年5月10日から平成28年3月31日までの間に取得した施設等

(2) 新規事業者

平成25年6月10日から平成28年3月31日までの間に取得した施設等

3 課税の特例の内容

(1) 事業税

新・増設した設備等を事業の用に供した年（事業年度）から5年分（5事業年度分）の事業税のうち一定割合を課税免除します。

(2) 不動産取得税

新・増設した設備等である家屋及びその敷地である土地の不動産取得税を課税免除します。

※ 土地については、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限りです。

(3) 固定資産税

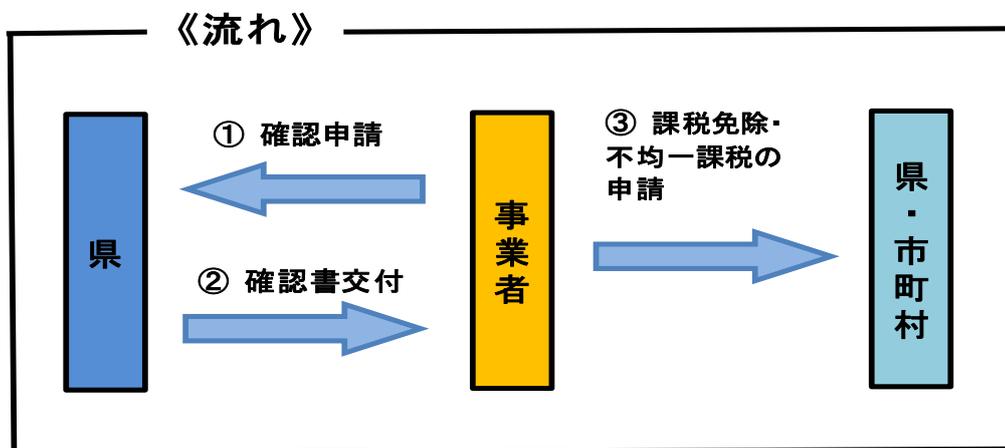
新・増設した設備等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の固定資産税について、新たに課税されることになった年度から5年度分を課税免除又は不均一課税します。

※ 土地については、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限りです。

4 手続き

(1) 確認手続（既存事業者においては、事業所の所在の確認手続（P8・9）のほかにこの手続が必要になります。）

手続きの流れは次のとおりです。



① 確認申請

事業者は「確認申請書」を作成し、添付書類とともに、県の地方振興局県税部に提出します。

○ 確認申請書の入手については、県の地方振興局県税部までお問い合わせください。

○ 添付書類は、「避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたこと」について証明できる書類です。

ア 個人事業者・・・住民票の写しその他の平成23年3月11日における事業所の所在地を証明することができる書類

イ 法人・・・・・・登記事項証明書その他の平成23年3月11日における事業所の所在地を証明することができる書類

② 確認書交付

確認申請した事業者が対象となる場合、県は事業者に確認書を交付します。この交付によって、事業者は「福島県知事の確認」を受けたこととなります。

《確認申請先》

県北地方振興局県税部	福島市中町 1-19 中町ビル	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山 1 丁目 1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町 269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町 7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	0241-62-5213
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本 15	0246-24-6032

(2) 地方税の課税免除又は不均一課税の申請手続(既存事業者・新規事業者 共通)

○ 申請窓口

ア 事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・県の地方振興局県税部

イ 不動産取得税・・・・・・・・・・・・・・・・県の地方振興局県税部

ウ 固定資産税・・・・・・・・・・・・・・・・各市町村

○ 申請書等の具体的手続

申請書の入手方法や添付書類の内容等、手続の詳細については、県や市町村の窓口までお問い合わせください。

(3) 申請期限(既存事業者・新規事業者 共通)

法人事業税・・・事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告期限まで

個人事業税・・・事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで

不動産取得税・・・対象不動産を取得した日から60日を経過する日まで

固定資産税・・・適用を受けようとする年度の初日の属する年の3月20日まで

※ 市町村によって申請期限が異なる場合がありますので、取扱いの詳細については個別にお問い合わせ下さい。

《事業税・不動産取得税の申請手続》

県北地方振興局県税部	福島市中町1-19 中町ビル	事 024-523-4698 不 024-523-4699
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	事 024-935-1251 不 024-935-1254
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	事 0242-29-5251 不 0242-29-5254
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字根小屋甲42 77-1	0241-62-5153
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	事 0246-24-6032 不 0246-24-6033

(※事：事業税、不：不動産取得税)

《固定資産税の申請手続》

各市町村の固定資産税担当窓口までお願いします。

福島復興再生特別措置法に係る課税の特例(概要)

当冊子は、この部分についてご案内しています。

	対象者	所得税・法人税			地方税
避難解除区域等 注1	既存事業者	避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	避難等指示が解除された日からその日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後3年までに確認を受け、そこから5年	事業税 不動産取得税 固定資産税 課税免除 または 不均一課税 による措置
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	避難等指示が解除された日からその日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後5年	
企業立地促進区域 注2	新規事業者	建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除		
		避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	企業立地促進計画の提出のあった日からその日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年までに認定を受け、そこから5年	
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	企業立地促進計画の提出のあった日からその日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年	
		建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除		
復興産業集積区域 注4	市町村から指定を受けた事業者	被災雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の10%を税額控除	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年	事業税 不動産取得税 固定資産税 課税免除 または 不均一課税 による措置
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	H28.3.31まで	
		建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除		
	開発研究用資産を取得等	○ 即時償却 さらに、即時償却したうちの12%を税額控除	H28.3.31まで		
	上記のうち新設法人のみ	再投資準備金を積立て *	○ 積立額を損金算入 さらに、再投資等した場合に即時償却	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年	

復興特区制度
注3

注1 避難解除区域・避難指示解除準備区域・居住制限区域をいう。 *の特例は、併用不可
 注2 企業立地促進計画で定める区域をいう。
 注3 東日本大震災復興特別区域法による制度。
 注4 「課税の特例を含む復興推進計画」の中で設定。この計画は、福島復興再生特別措置法により、県や全ての市町村が作成可能。

ウェブページのご案内

制度の詳しい説明や関連のリンク先は、県のホームページから次のとおり遷移できます。

- 県庁トップページ

ページ中段 「ふくしまの復興へのうごき」枠
「事業者への課税の特例（福島特措法）」 ←**クリック**



- 県復興・総合計画課ウェブページ
「事業者への課税の特例についてご案内します」

ページ中段

「（２） 避難解除区域等における課税の特例」 ←**クリック**

「（３） 企業立地促進区域における課税の特例」 ←**クリック**



- **制度の説明及び関連のリンク先**

- **パンフレット「優遇税制のご案内」**

当冊子がダウンロードできます
(※すべて同じ冊子です)

当冊子は、福島復興再生特別措置法第23・24・25・26・27・28条に定められた「避難解除区域等」等における課税の特例について概要をご案内しています。

福島県は、今後も国や市町村等と連携しながら、この法律を最大限に活用して、誇りあるふるさとを再生する様々な施策の実現に取り組んでまいります。

優遇税制のご案内

—「避難解除区域等」等における
事業者の課税の特例—

編集・発行 福島県企画調整課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
024-521-7129（直通）